

# 確定申告は新宿アイランドビルへ!!

新宿税務署 山本高志署長に聞く

## e-Taxを使えばさらに便利

日本屈指の歓楽街や高層ビル街を擁し、「眠らない街」と称される新宿。その新宿を管轄するのが新宿税務署だ。同署は税務署制度が創設されて以来という長い歴史を持つており、新宿の街が発展していくと同時に成長してきた。また、管内には歓楽街のみならず住宅街も含まれており、確定申告の時期は毎年申告会場に多くの人が足を運ぶ。その申告会場は、納税者の利便性向上を目指し昨年からは署外に移動。さまざまな取り組みを進める新宿税務署の今について、山本高志署長に話を聞いた。(敬称略)



<プロフィール> 山本 高志(やまもと たかし)  
 東京都出身。下田税務署長、国税庁長官官房東京派遣国税庁主任監査官、東京国税局総務部事務管理第三課長、同事務管理第一課長、税務大学校東京研修所長、豊島税務署長を経て現職。下田署に赴任した縁で、西伊豆の棚田の景観を守るボランティア運動に参加。田植え・稲刈りの後のビールは格別!

Q: 所得税の確定申告期間が始まりますが、気を付けなければならぬ点があるそうですね。  
 山本 毎年、確定申告期は税務署へ多数の納税者の方がいらっしゃいます。注意していただきたいことがあります。

Q: 所得税の確定申告期間が始まりますが、気を付けなければならぬ点があるそうですね。  
 山本 毎年、確定申告期は税務署へ多数の納税者の方がいらっしゃいます。注意していただきたいことがあります。

Q: 新宿区には新宿署と四谷署の2署があります。新宿署の管内はどの辺りになりますか?  
 山本 新宿署は新宿区のおよそ西側半分を管轄しています。JRの駅では新宿、大久保、新大久保および高田馬場が含まれます。管内には、東京都庁のある西新宿高層ビル街を始め、歌舞伎町からコリアンタウンである大久保一帯に続く遊興地区、さらに西武新宿線沿いの台地上に広がる住宅地の

Q: 確定申告期は税務職員を身近に感じる時期でもあります。山本署長の税務人生の中で印象的な出来事とは?  
 山本 普通、税務職員は「所得税」や「法人税」といった1つの税目一筋に担当することが多いのですが、わたしはそれがなかった代わりに、裁判

Q: 現在、署長として気をつけていることは。  
 山本 職員には、公務員としての使命を全うするため国民から信頼されなければならず、そのためには自らがルールを守ることが大切だと言っています。でも、一番伝えたいことは、自分が正しいと思うことについて萎縮することなく積極的に取り組んで欲しいということです。

Q: 税務行政のこれから課題をどうお考えでしょうか。  
 山本 国税庁では毎年、全国納税貯蓄組合連合会と共催で中学生の「税についての作文」の募集事業に取り組みんでいます。これは、将来の日本を担う中学生に税金について早くから関心を持ってもらい、理解を深めてもらうことなどが目的とされています。多くは税金の大切さについて書かれていますが、最近では税金の使われ方や無駄遣い抑止などに触れているものも増えてきました。

Q: 新宿署は都内でも屈指の大きな税務署と聞きます。  
 山本 新宿署の周りは、創設当初は「内藤新宿」と呼ばれた農村地帯でしたが、新宿が繁栄していくのに合わせて署も成長。昭和62年には、東京有数の繁華街となった新宿の名前をいただいて、淀橋署から新宿署へと改称しました。

Q: 現在、署長として気をつけていることは。  
 山本 職員には、公務員としての使命を全うするため国民から信頼されなければならず、そのためには自らがルールを守ることが大切だと言っています。でも、一番伝えたいことは、自分が正しいと思うことについて萎縮することなく積極的に取り組んで欲しいということです。

Q: 税務行政のこれから課題をどうお考えでしょうか。  
 山本 国税庁では毎年、全国納税貯蓄組合連合会と共催で中学生の「税についての作文」の募集事業に取り組みんでいます。これは、将来の日本を担う中学生に税金について早くから関心を持ってもらい、理解を深めてもらうことなどが目的とされています。多くは税金の大切さについて書かれていますが、最近では税金の使われ方や無駄遣い抑止などに触れているものも増えてきました。

これは、将来の日本を担う中学生に税金について早くから関心を持ってもらい、理解を深めてもらうことなどが目的とされています。多くは税金の大切さについて書かれていますが、最近では税金の使われ方や無駄遣い抑止などに触れているものも増えてきました。

**新宿・四谷税務署からのお知らせ**

新宿・四谷税務署では、昨年に引き続き、平成22年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成と提出の会場を

## 新宿アイランド地下1階「アクアプラザ」

に開設します。  
 開設期間中は、税務署内に確定申告書作成会場は設置してありませんのでご注意ください。  
 (提出のみの方は、税務署でも受け付けております。)

期 間	平成23年2月1日(水)から平成23年3月15日(水)まで ※土、日曜及び祝日を除く。
時 間	午前9時15分から午後5時まで ※混雑している場合には、受付を早く締め切る場合がありますので、午後4時までにお願いいたします。
所在地	新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド 地下1階

●会場案内図●  
 東京メトロ丸ノ内線【西新宿】駅から徒歩5分(改札口直結)  
 都営大江戸線【都庁前】駅から徒歩5分(地下通路)  
 JR・小田急線・京王線・都営新宿線【新宿】駅から徒歩10分  
 新宿駅周辺循環バス(新宿WEバス)バス停【④新宿駅南口】から乗車、【③ハイアットリージェンシー東京前】で下車して徒歩1分  
 ※会場の駐車場は有料です。また税務署はごさいませんので、ご乗車の際は公共交通機関をご利用ください。

滞納税額の圧縮に努めていきたいと考えています。

## なぜ? 100万社の社長たちは、「法人会」に入会したのか!

・経営に差がつく・税の知識が身につく・人脈が広がる

**社団法人 新宿法人会** には約4600社の法人が加盟

TEL 03-3371-3821 FAX 03-3371-3834

さらに詳しくはWEBへ [新宿法人会](#) 検索

**社団法人 新宿青色申告会**

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2丁目41番8号 第2下村ビル6階

TEL: 03-3209-3320 FAX: 03-3209-5363  
 URL: http://www5.ocn.ne.jp/~sj-aoiro/index.html  
 E-mail: sj-aoiro@crux.ocn.ne.jp



▶中小企業に人気の制度がさらに強化

「欠損金の繰越控除制度」は、欠損金(赤字)を翌年度以降に繰り越せるもので、現行制度では「7年間」まで繰越が認められている。繰り越した欠損金は黒字と相殺できるため、「ずっと赤字でやっと黒字が出た」と思ったのに今度は税負担が急にキツク

青色申告法人にとって大きなメリットのひとつである「欠損金の繰越控除制度」。平成23年度税制改正では、この制度が大きく改正されることになった。制限と拡充が同時に行われる改正になるが、中小企業は制限から逃れ、拡充の恩恵のみ受けられるという歓迎すべき内容だ。ポピュラーな制度だけに、対象となる中小企業の判定ラインや適用開始時期などはしっかり押さえておきたいところだ。

# 繰越欠損 中小企業へやさしく

## 帳簿保存で控除9年間

「なった」という事態も防いでくれる。青色申告のメリットの中でも人気の高い制度だ。平成23年度税制改正では、この欠損金の繰越控除制度について、利用を一部制限する見直しが行われることになった。現行では、繰越控除できる「控除限度額」は、繰越控除しないものとして計算した「その事業年度の所得金額」だ。これが同23年度改正で、繰越控除をする事業年度の繰越控除前所得の「80%」までしか控除できなくなる。現行制度では、繰越欠損金の額が150万円で、その事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額が100万円なら、150万円のうち100万円が損金になり、その事業年度の所得金額はゼロだ。同23年度改正が実施されれば、同じケースでは80万円しか控除できなくなる。なお、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額についても同様の措置がとられる。ただし、この控除限度額制限は一部大企業のみ対象で、中小企業は対象外となった。ここでいう中小企業とは、①普通法人で資本金1億円以下の法人(資本金5億円以上の法人の100%子会社は除く)②公益法人等③協同組合等④人格のない社団等——のこと。昨年度のグループ法人税制導入の影響で、「大会社の100%子会社」が中小企業の範ちゅうから除外されている。また、同23年度改正で、繰越控除できる期間が現行の7年間から「9年間」に延長されることになった。こちらは法人の規模に関わりなく一律の措置となっている。中小企業は胸をなで下ろし、大企業にとっては厳しい改正だが、これは法人税の税率引き下げと引き換えの措置という位置付けだ。大企業対象の繰越欠損金控除の「控除限度額80%」は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用。繰越控除期間の9年間への延長は同20年4月1日以後に終了した事業年度で生じた欠損金額から適用できる。なお、拡充である「9年間延長」を希望する中小企業は多いと予想されるが、この措置は「その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存」が適用要件となっている。また、繰越期間延長に合わせて法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が現行の7年から9年へ延長、更正の請求期間も9年とされた。

# 子ども手当増税ジワリ

## 扶養親族のカウント重要に



▲子ども手当があるので控除はナシ!

今年1月、平成22年度税制改正での決定事項がいよいよ動き出した。「子ども手当」など民主党の目玉政策の財源に差し出された扶養控除の一部廃止がそれだ。議論から1年、納税者の中にはすっかり忘れてしまい、源泉徴収税額が増えて驚く人もいるかもしれない。いったいどのような人が影響を受けるのか。忘れたころにやってきた子ども手当増税を再確認したい。

子ども手当支給と高校授業料無償化の財源として、平成22年度税制改正で廃止が決定したのは、所得税の扶養控除のうち、①年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養控除)に対する38万円の扶養控除②16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除で上乗せされていた25万円部分——の2カ所。②の年齢層は、一般の控除対象者として扶養控除額は38万円に下がる。平成23年時点で、「平成8年1月2日以後生まれの子ども」がいれば年少扶養控除廃止の影響がある。同じく今年「平成5年1月2日〜同8年1月1日生まれの子ども」は上乗せ廃止の影響がある。

扶養親族等の数は、単に扶養している人数で決まるわけではない。納税者本人が障害者・寡婦・寡夫・勤労学生なら、それぞれば該当することに扶養親族等の数に1人を加える。扶養控除対象者のカウント方法が変わることで、給与所得者は源泉徴収税額表には、「甲欄」と「乙欄」がある。扶養控除等(異動)申告書を勤務先に提出している人には甲欄、提出していない人は乙欄を適用する。月給から、雇用保険・健康保険・厚生年金の合計である「社会保険料等の金額」を差し引いた金額が50万円の人の場合、甲欄の源泉徴収される額は扶養親族等が0人なら「2万9280円」、1人は「2万2950円」、2人「1万7990円」、3人「1万4830円」と、以降も人数が増えるにつれ額は低くなっていく。注目が実質の差額。ここでは、0人と1人の差額は6330円、1人と2人の差額は4960円、2人と3人の差額は3160円、4人以上を比べても、0人と1人の間が最も差が出る計算だ。所得が高いほど担税力があるとして、大きな負担を求めるのが所得税の仕組み。この源泉徴収税額も、扶養親族等の数の差による税額差も、高所得者ほど大きくなる。高所得者ほど扶養人数のカウントが重要になる。子ども手当に賛否両論がある中、増税実行となる今年に不満の声が上がる可能性がある。

### めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長 大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めております。

全法連は、約100万社の会員企業  
41都道県に442の会を擁する団体です。

- 主な活動は—
- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。会費はそれぞれの法人会によって異なります。





### 税理士法人サポート21

代表社員 大山 和宏  
公認会計士・税理士

代表社員 大山 知宏  
税理士

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-22-38-2F  
TEL:03-3361-5063 FAX:03-3366-0308  
E-mail:support21@keiei-s21.com  
URL:http://www.keiei-s21.com

### 坂根隆文税理士事務所

## 税理士 坂根 隆文

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-32-11  
セントビラ永谷 1202  
TEL:03-3372-1433 FAX:03-3372-3410  
E-mail z-sakane@ka3.so-net.ne.jp

### 名倉明彦税理士事務所

## 税理士 名倉 明彦

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-5-12  
ザ・ステージ早稲田 206  
TEL:03-5272-3618 FAX:03-5272-3610  
URL:http://www.iau.gr.jp/nakura/  
E-Mail akihiko@nakura.biz

### 長田正俊税理士事務所 / 株式会社 ナガタ経営 社労士 行政書士事務所 / 労働保険事務組合

## 代表 <sup>ながた</sup> 長田 正俊

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2丁目 7-1  
大久保フジビル 408、409、412  
TEL:03-3205-3001 FAX:03-3205-0952  
URL:http://www.bizup.jp/member/nagata  
E-mail naruhodo@tkcnf.or.jp

### マエサワ税理士法人

代表社員・税理士 前沢 永壽  
理事長

代表社員・税理士 渡邊 孝則  
常務理事

〒160-0023 東京都新宿区西新宿六丁目 24 番 1 号  
西新宿三井ビルディング 13 階  
TEL:03-3344-7321 (代表) FAX:03-3344-7325  
URL:http://maesawa.org

### 尾谷会計事務所

## 税理士 尾谷恒行

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-14  
大塚南ビル七階  
TEL:03-5957-5654 FAX:03-5957-5611  
E-mail:otani@otaniacc.jp

### 経営者のための 月刊社長のミカタ

税務・財務情報に特化して 60 年超——。  
信頼と実績のエヌビー通信社が満を持して、  
35 年ぶりに新創刊した経営・税務情報月刊紙！

中小企業のオーナー社長必読の経営（資金繰り、経営改善、  
社保・年金、関連法令情報など）と税務（事業承継、相続税、  
法人税対策情報など）の「詳報」が満載！！



毎月 28 日付・タブロイド判・12 頁建以上  
年間購読料 9,000 円(送料・消費税込)

※『社長のミカタ』は顧問先・関与先企業様への配布ツールとしてもご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ TEL:0120-074-601/03-3971-0114(直通) エヌビー通信社 事業企画課 〒171-8558 豊島区南池袋 3-8-4

### 相続 資産繰り・経営改善 医療

あらゆるご相談は 相続対策室へ 企業価値の創造 クリニック新設を含め  
ご相談は第3監査室へ

YODA (ISHII) CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS OFFICE

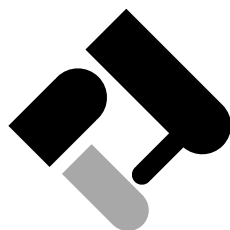


### 依田(石井)公認会計士税理士事務所

所長 依田友吉

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-16-6 森正ビル 2・3 F  
TEL:03-3361-4913 FAX:03-3365-6850  
URL:http://www.yodacpa.co.jp

## 税務分野別に特化した 専門チームによる総合力 NO.1



## 辻・本郷 税理士法人

HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

〒163-0631 東京都新宿区西新宿 1-25-1  
新宿センタービル 31 階  
TEL 03-5323-3301 FAX 03-5323-3302

<http://www.ht-tax.or.jp/>



# 納 税 通 信

東京国税局管内 特別号外  
新宿区エリア版 新宿税務署編  
平成 23 年 2 月 15 日発行  
© エヌピー通信社

【納税通信】(東京国税局管内 特別号外 新宿区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の理解を深めるための情報紙」として、新宿区内全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては新宿税務署に取材面でご協力いただきました。また、新宿法人会、新宿青色申告会、東京税理士会新宿支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上で御礼申し上げます。【エヌピー通信社・企画編集部】

<お知らせ>  
本紙『納税通信』の通常号は  
毎週月曜日発行です。  
年間購読料(前納・送料共) 36,700円  
www.nouzei.jp  
購読・広告申込 03(3971)0114(直通)

## 散骨 葬式なら認められることも

これにより、法定相続人の遺族が妻と子2人の場合、今までは合計8千万円以上の資産がなければ相続税は発生しなかったところ、今後は4800万円以上で発生することになった。持ち家にちよつとした預金を持っているだけで対象になってしまうなど、本



▲悲しみの中でも気になるのは葬式費用…

# 相続税どごまでが非課税?

いざという時に備えて…

平成23年度税制改正大綱では、相続税の大増税が盛り込まれた。基礎控除額が大きく引き下げられたことにより、今までは「ごくわずかな人」にしか影響のなかった相続税の問題も、誰にでも降りかかってくる可能性がある状況となっている。そのため、相続の際に課税対象とならない財産や控除できる財産などについてはしっかりと押さえておきたいところだ。

当に相続が「ひとごと」ではなく、相続税の計算は、財産の総額を差し引いた「遺産総額」から「非課税財産」「葬式費用」から「受け継いだ債務」を差し引き、さらにそこに相続開始前3年以内の贈与財産を差し、3千万円+600万円×法定相続人数の基礎控除額を差し引いて計算する。

これに対して課税当局は、「葬式の一回として行われるものならば、費用として差し支えない」としながらも、「例えば、渡航したついでに観光も行うような場合、全てを葬式費用として認められないケースも考えられる。どこまでを葬式費用にするかは、観光費用などと切り分けて考える必要がある」という。豪華な旅行を行って「散骨が故人の遺志だったので」と言っても認められない可能性が高いわけだ。

最近では葬式の行い方にも多様性が生じ、従来の仏式に加え、儀礼的な弔問者を受けず通夜や告別式だけを行う「家族葬」や、葬儀を全くせずに病院から直接火葬場へと遺体を送る「直葬」を希望する故人も多い。また、亡くなった後に海や山などに骨をまいてほしいという「散骨」を望む人も増えている。故人のこういった要望に応え、遺族が沖縄の海や富士山の山頂へ骨をまきに行った——といった場合、これは葬式費用として認められるのだろうか。

この事例の内容とは、葬式費用の対象となる告別式を2回に分けて行った場合、そのどちらか葬式費用として非課税財産に算入して良いのか? ということについてだ。A市で亡くなったPさんは、元はB市の出身。亡くなったA市において告別式を行うことにしたが、A市のみで告別式を行うとB市に在住の知人や親戚らが告別式に出席することが困難となることから、参列者の便宜を考慮し遺族の意思によりA市での告別式の後、B市での告別式を別途執り行った。

## 告別式2回も実態に合わせて控除OK

遺影および遺骨を祭り、僧侶による読経とともに、参列者が焼香などを行う仏式のものだった。なお2回行われた告別式に要した費用は、A市でのものが200万円、B市でのものが30万円だった。相続税法は葬式費用の範囲について定めておらず、相続税法基本通達13-4でその範囲について、①葬式もしくは葬送に際し、またはこれらの前において、埋葬、火葬、納骨または遺骸(いがい)もしくは遺骨の回送そのほか要した費用(仮葬式と本葬式とを行うものにあつては、その両者の費用)、②葬式に際し、施した金品で、被相続人の職業、財産そのほかの事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用、③①または②に掲げるもののほか、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるものおよび④死体の捜索または死体もしくは遺骨の運搬に要した費用——としている。今回の場合、A市・B市どちらの市で行った告別式も、死者の追善供養のため営まれる法会(法事)ではなく、死者を葬るために行われた儀式。これにより、B市の告別式に要した費用も、同通達に掲げられた費用(葬式に際し要した費用)に該当すると考えられて良いと当局が回答を示した。ざりざりのラインで相続税の課税対象となりそうな場合、本来家族葬を希望していたが、大々的な葬儀を行うことで課税遺産総額を圧縮するという手もありそうだ。ただしその場合、「被相続人の職業、財産そのほかの事情に照らして相当程度と認められるもの」でなければならぬので注意したい。

## 東京税理士会 新宿支部

納税者支援センター新宿

【税に関する無料相談】  
毎月第1・3水曜日 午後1時~4時

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-18-18  
新宿税理士ビル  
TEL: 03-3369-3235 FAX: 03-3366-0157  
URL: http://www.shinjukushibu.gr.jp  
E-mail: shibu@shinjukushibu.gr.jp

## 東商新宿支部からのお知らせ 低利な融資制度(無担保・無保証人)のご案内

融資内容	マル経融資(小規模事業者経営改善資金) 商工会議所の推薦にもとづき、無担保・無保証人・低利で受けられる国の(日本政策金融公庫)の融資制度です。
融資対象	従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下)。業歴1年以上。税金を完納していること。 ※税理士・会計士の方でもご利用いただけます。
融資限度額	1500万円
返済期間	運転資金7年以内・設備資金10年以内
担保・保証人	不要(信用保証協会の保証も不要です)
金利	年1.85%(平成22年11月11日現在)
申込方法	お申し込みは下記までお気軽にお問合せ下さい。

※上記の融資枠と返済条件は平成23年3月31日までの取り扱いとなります。  
※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。  
東京商工会議所新宿支部 〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 4F TEL.03-3345-3290